

令和6年 第1回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和6年3月5日（火）
10時00分から11時00分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2委員会室
- 3 出席者 (5名)

教育長	相 澤 要
教育委員	河 原 宣 孝
教育委員	鈴 木 桃 子
教育委員	森 野 志 保
教育委員	石 川 貴 工
- 4 出席職員 (17名)

教育部長	宮 本 栄 一
指導主幹	稲 村 和 典
指導参事	吉光寺 勝 己
学務・スポーツ課長	齋 藤 陽
学務・スポーツ課主幹	恒 川 敦 史
学務・スポーツ課主幹	高 津 寛 人
学務・スポーツ課主査	武 田 文 吉
学校教育課長	池 田 卓 也
学校教育課主幹	堀 込 美 穂
学校教育課主査	高 橋 美 香
生涯学習課長	木戸口 誠
生涯学習課主査	上 杉 大 洋
生涯学習センター長	福 原 義 人
給食センター主幹	平 下 奈津子
西公民館副館長	佐 藤 政 士
東公民館長	大 坂 恒 夫
図書館長	堺 啓

- 5 議事日程
- 議案第 1 号 別海町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 号 別海町スポーツ功労者表彰規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 3 号 別海町社会教育関係団体認定規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 4 号 別海町社会教育関係団体活動補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 5 号 別海町社会教育活動交付金交付規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 6 号 別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 7 号 別海町文化功労者表彰規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 8 号 別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 9 号 別海町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第 10 号 別海町公民館管理運営規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第 11 号 令和 5 年度教育費予算の補正について
- 議案第 12 号 令和 6 年度教育費予算について
- 議案第 13 号 令和 6 年度教職員の人事について

教育長
(相澤要君)

－【開 会】－

ただいまから、令和 6 年第 1 回別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は 5 名です。

別海町教育委員会会議規則第 5 条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

令和 6 年第 1 回目の教育委員会議になります。

お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

また、改めて河原教育委員、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、川崎秋子さんの直木賞、別海高校の選抜出場の話は、子どもから大人まで別海町民すべての喜びと励みになりました。

夢を実現してくれたことに敬意を表したいと思います。

甲子園の組み合わせは、今週の金曜日に決定します。楽しみにしています。

なお、別海高校に注目が集まっていますが、北海高校の背番号１８は別海中央中出身の吉川君です。

彼の応援もお願いします。

先週、町長の代理で別海高校の卒業式に出席しました。

久しぶりにマスクのない卒業式、校歌が響き渡る卒業式、来賓が大勢出席した卒業式でした。

これから行われます幼小中の卒園式、卒業式には教育委員さんにご協力いただきます。

教育委員会としては５年ぶりの挨拶になります。お忙しいところご面倒をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

本日は報告のほかに、議案が１３件でございます。

精力的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(相澤要君)

日程第２前回会議録の承認に入ります。

令和５年第１２回の会議録につきまして、事前に委員の皆様には事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

なければ承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長
(相澤要君)

第１２回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

教育長
(相澤要君)

日程第３報告に入ります。

１２月６日に開催しました令和５年第１２回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願いいたします。

はい、宮本部長。

教育部長
(宮本栄一君)

それでは、１２月６日に開催されました第１２回教育委員会議以降、本日までの主な行事や実施事業等につきまして配布しました資料により御報告いたします。

同日、令和５年度別海町文化・スポーツ功労者表彰かみなくるで開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

中段に移りまして、１２月１９日令和５年度別海高校校内実践発

教育長
(相澤要君)

学務・スポーツ課主査
(武田文吉君)

表大会が開催されました。

1 2 月 2 0 日、河原教育委員の辞令交付が行われております。

1 2 月 2 1 日、寺井建設株式会社から図書購入費として寄附を受納しております。

1 2 月 2 6 日、尾岱沼緑の少年団が北海道社会貢献賞を受賞し、表彰伝達式が行われました。

1 月 2 9 日、全国中学スケート大会に出場する選手が表敬訪問しております。

1 月 3 1 日、別海町書初め展特別審査があり、教育長が審査員として対応しております。

同日、令和 5 年度別海町学校運営協議会交流会が行われ意見交換を行っております。

同日、全国中学生野球大会出場する選抜チームのメンバーに選ばれた中央中学校野球部 2 名が表敬訪問しております。

2 ページ目に移りまして 2 月 1 4 日、株式会社高橋工業から、生涯学習寄附金及び体育施設費寄附金として寄附を受納しております。

同日、甲子園に出場する別海高等学校野球部が表敬訪問をしております。

2 月 1 9 日、秋田県大館市視察研修報告会が開催されております。

2 月 2 9 日、寿大学修了式が 3 月から合同で行われ、教育長が出席しております。

3 月 1 日、令和 5 年度第 7 1 回卒業証書授与式が別海高校で行われております。

3 月 5 日、先ほど、今野昭雄氏の叙勲の伝達が行われております。

本日、第 1 回教育委員会議の開催となっております。

報告事項につきましては、以上となります。

－【議 事】－

それでは、日程第 4 議事に入ります。

議案第 1 号別海町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

はい、武田主査。

議案第 1 号、別海町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、別海町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

本規則は、別海町立学校、幼稚園に勤務する教職員が入居する住宅、いわゆる教員住宅の使用及び管理について必要な事項を定めています。

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

学務・スポーツ課主幹
(恒川敦史君)

今回の改正は、総務省自治行政局長から地方公共団体における押印の見直しの積極的な取組みについて依頼を受けた別海町が、町民の行政手続きの負担軽減等を目的に、押印の見直し方針を示したため、その趣旨に沿った内容へと規則の一部を改正するものです。

また、様式内の記載不十分な部分についても併せて一部を改正しています。

それでは、改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表でご説明します。

議案資料1ページをお開きください。

新旧対照表になりますが、右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。改正内容につきましては、改正後の欄でご説明します。

先ほどご説明しましたとおり押印の見直しが主でありますので、規則の本文に改正はございません。

附則として、この規則は令和6年4月1日から施行する、としています。

次に議案資料3ページから7ページまで各種届出様式の一部改正となります。

それぞれ、省略できる押印の廃止及び学校を学校長へと文言修正しております。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

議案第1号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号別海町スポーツ功労者表彰規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。

はい、恒川主幹。

それでは、議案第2号別海町スポーツ功労者表彰規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

本規則については、スポーツの健全な育成と振興を図るため著しい功績のあったものを表彰することを目的に、昭和49年に制定され、以来、毎年教育委員会において表彰を行っているところですが、今般、文言の整理のため本規則の一部を改正するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略し、改正内容について別冊の議案資料の新旧対照表にて、ご説明いたします。

議案資料の9ページをお開きください。

まず、一番上段の表題になりますが、教育委員会が所管する表彰であることをより明確にするため、教育委員会の文言を追加するものです。

次に、第4条ですが、改正前と意味合い的に大きな変更があるものではありませんが、改正後のとおり言い回しを変更するものとなっております。

最後に、附則としまして、本規則は公布の日から施行することとしております。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第2号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号別海町社会教育関係団体認定規則の一部を改正する規則の制定について、議案第4号別海町社会教育関係団体活動補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について、議案第5号別海町社会教育活動交付金交付規則の一部を改正する規則の制定について、議案第6号別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について、4つの議案については、内容が関連しますので一括して事務局説明をお願いいたします。

はい、木戸口課長。

生涯学習課長
(木戸口誠君)

議案第3号から第6号まで、内容が重複しますので一括して説明させていただきます。

議案書8ページをお開きください。

議案記載ページは8から20ページまでとなります。

本規則は、社会教育関係団体の認定や各交付金交付に係る規則であります。

本議案は、議案第1号と同様、押印の見直し方針に基づき、住民の手続きの負担軽減を図るとともに、事務の効率化を図るために、規則を一部改正するものであります。

改正内容の説明につきましては、議案を朗読せず、議案資料の新旧対照表にて説明させていただきます。

議案資料10ページをお開きください。

10ページから18ページまでが改正する様式となります。

右側が改正前、左側が改正後になり、それぞれ各様式から印の記載を削除するものです。

それでは、改正する様式を読み上げます。

議案第3号につきましては、資料10ページの第1号様式、議案第4号につきましては、資料11から13ページの第1号、4号、7号様式、議案第5号につきましては、資料14から16ページの第1号、4号、7号様式、議案第6号につきましては、資料17から18ページの第1号、第4号様式を改正するものです。

附則として、この規則は公布の日から施行いたします。

以上で議案第3号から第6号までの内容説明を終わります。

議案第3号から第6号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら一括でお受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定することといたします。

続いて、議案第4号について採決いたします。

議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり決定することといたします。

議案第5号について採決いたします。

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり決定することといたします。

議案第6号について採決いたします。

議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第6号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第7号別海町文化功労者表彰規則の一部を改正する規則の制定について事務局説明をお願いいたします。

はい、木戸口課長。

生涯学習課長
(木戸口誠君)

議案第7号別海町文化功労者表彰規則の一部を改正する規則の制定について、説明させていただきます。

議案書21ページをお開きください。

本規則は、文化向上に寄与したものの功績をたたえ、その功績を表彰し、町民文化の普及振興に資するため毎年教育委員会において表彰を行っているところです。

今般、文言の整理及び様式を一部を改正するものであります。

説明につきましては、議案を朗読せず議案資料の新旧対照表にて説明させていただきます。

別冊の議案資料19ページをお開きください。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

議案第2号と同様、教育委員会が所管する表彰であることを明確にするために、題名中の別海町の次に、教育委員会を加え、第4条及び第5条中、別海町の次に教育委員会を加えるものであります。

続きまして、議案資料20ページをお開きください。

議案3号から6号と同様、押印の見直しにより、様式から印の記載を削除するものであります。

附則として、この規則は公布の日から施行いたします。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第7号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 (相澤要君)	御質問等がなければ採決いたします。 議案第 7 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	異議がないようですので、議案第 7 号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第 8 号別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。
中央公民館長 (福原義人君)	はい、福原館長。 続きまして、議案書は 2 3 ページ、2 4 ページとなりますが、2 3 ページをお開き願います。 議案第 8 号別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、内容説明をいたします。 本案につきましても、提案理由がこれまでの議案同様に、町から示されました押印の見直し方針に基づく、様式の改正であることから詳細は割愛させていただきますが、様式中、申込者記入欄の○印のマークを削除するものであります。 なお、付則として、公布の日から施行する、とするものであります。 議案資料につきましては 2 1 ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。 以上で、議案第 8 号の内容説明を終わります。
教育長 (相澤要君)	議案第 8 号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。 何かございませんか。 (「なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	御質問等がなければ採決いたします。 議案第 8 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	異議がないようですので、議案第 8 号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第 9 号別海町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について事務局説明をお願いいたします。
学務・スポーツ課主幹 (高津寛人君)	はい、高津主幹。 議案第 9 号別海町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について説明いたします。

教育長
(相澤要君)

議案 25 ページをご覧ください。

本規程については、様式の改正のみとなります。

今回の改正は、規程の制定に当たり参考としている北海道立学校職員服務規程において、押印の廃止及び署名欄の改正が行われたこと、また令和 5 年 10 月に本町の総務部長から押印の見直し方針が示されたことから、各様式における押印廃止に伴う修正及び署名欄の修正を行うものです。

様式の変更点としては、押印廃止に伴う、印と記載されている部分の削除、署名欄を氏名に修正するほか、校長の印と記載されている部分を、校長の承認等に修正するものとなっています。

なお、改正する様式の数が多いため、個別の説明は省略させていただきます。

以上で内容説明を終わります。

議案第 9 号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第 9 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第 9 号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第 10 号別海町公民館管理運営規程の一部を改正する訓令の制定について、事務局説明をお願いします。

はい、福原館長。

中央公民館長
(福原義人君)

議案書 76 ページから 78 ページとなります。

76 ページをお開き願います。

議案第 10 号別海町公民館管理運営規程の一部を改正する訓令の制定について、の内容説明をいたします。

本案についても、議案第 8 号と同様のため詳細な説明は割愛させていただきますが、申請書中、代表者記入欄の印のマークを削除するものです。

なお、附則として、この訓令は公布の日から施行する、とするものです。

議案資料は 72 ページから 73 ページに、新旧対象を記載してありますので後ほど御確認いただければと思います。

教育長
(相澤要君)

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。
議案第10号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。
議案第10号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第10号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第11号令和5年度教育費予算の補正について、事務局説明をお願いします。

はい、宮本部長。

教育部長
(宮本栄一君)

議案書79ページをお開き願います。
議案第11号令和5年度教育予算の補正について別紙のとおり別海町長に申し出するものです。

最初に、私から教育委員会全体の補正概要及び合計額についてご説明申し上げます。

補正予算書資料をご覧ください。

まず今回の予算補正全般に係る考え方についてですが、3月補正につきましては、ほとんどが事業の確定、執行残、及び事業費精査等に伴う減額補正が主なものとなっていますので、歳入歳出の合計のみ説明します。

議案第11号の別冊資料、令和5年度教育費予算3月の1ページをお開きください。

まず、歳入です。

歳入では、3ページ下段の合計額、教育委員会歳入全体で34,172千円の減額補正となっております。

次に、歳出です。

4ページにお進みください。

14ページにかけまして、歳出では14ページ下段の合計額、教育委員会歳出全体で41,221千円の減額補正となっております。

引き続き、各課から執行残、及び精査等以外の理由による補正を中心に説明させていただきますのでよろしくお願いします。

以上で終わります。

学務・スポーツ課主幹

それでは、私の方からは、学務・スポーツ課の執行残及び事業費の

(恒川敦史君)

精査以外の理由により補正するものについて、別冊の補正予算資料にて、ご説明いたします。

まず、歳入になります。

補正予算資料 1 ページの上から 9 段目になります。

1 8 款寄附金 1 項 3 目保健体育費寄附金、体育施設費寄附金 5 0 0 千円の増につきましては、スポーツの振興に役立ててほしいとの趣旨により、町内 1 企業から 5 0 0 千円の寄附を頂いたことから今回補正をするものです。

歳入の説明は以上ですが、学務・スポーツ課全体の歳入補正合計につきましては、5 7 7 千円の増になります。

次に、歳出になりますが、6 ページの下から 3 段目になります。

1 0 款教育費 6 項 4 目スポーツセンター事務経費、委託料、指定管理施設管理費 3 3 0 千円の増額ですが、これにつきましては、電気料金の値上げに伴い、指定管理委託料が不足する見込となったことから、協定書に基づき不足分を増額するものであります。

歳出の説明は以上ですが、学務・スポーツ課全体の歳出補正合計につきましては、1 0, 3 4 6 千円の減になります。

学務・スポーツ課分の説明につきましては、以上です。

それでは私の方から生涯学習課の補正予算について説明させていただきます。

まず歳入です。

別冊の補正予算資料 2 ページをご覧ください。4 行目です。

1 6 款道支出金 2 項 8 目教育費補助金、補正額 2, 8 0 8 千円の減額です。

理由は、補助額内定による減額であります。

続きまして 5 行目になります。

1 8 款寄付金 1 項 3 目教育費寄付金、補正額 5 0 0 千円の増額です。

増額の理由は、文化振興を目的として町内企業からの寄付をいただいた事による歳入の増額であります。

続いて歳出です。

資料 8 ページ下段から 1 0 ページ上段になります。

すべて、執行額確定や執行見込みによる減額であります。

生涯学習課合計 4, 1 3 7 千円の減額であります。

以上で内容説明を終わります。

次に、西公民館所管分の補正について御説明します。

補正予算資料 2 ページをお開き願います。

生涯学習課長
(木戸口誠君)

西公民館副館長
(佐藤政士君)

図書館長
(堺啓君)

歳入ですが、下から７段目、２２款１項６目教育債、公民館整備事業債１２,４００千円の減額は、当初計画していました西公民館改修事業に係る設計業務委託が起債の対象外事業へ変更したための減額要求です。

次に、補正予算資料の１１ページをお開き下さい。

歳出となりますが、下から４段目、１０款５項６目西公民館費、西公民館改修事業ですが、６,２６２千円の減額は、本年度実施しています施設改修に係る実施設計において、施工に要する事業費が大きく上回り、事業内容の見直しが必要となったため、施設の利用団体をはじめとします地域との協議を改めて行う必要が生じたため、設計業務委託内容の一部を見直し、減額するものです。

なお、その他の歳入及び歳出については、事業確定等による減額となっていることを申し添えます。

以上で、西公民館所管分の内容説明を終わります。

それでは、まず図書館分の補正内容について説明させていただきます。

歳入です。

予算資料２ページ下段をご覧ください。

１８款１項４目教育費寄附金２３０千円の増は、図書購入寄附によるものです。

続いて歳出です。

資料の１２ページになります。

１０款５項８目図書館、図書等購入事業の２３０千円の増額は先程の歳入の増額と同額補正しており、他につきましては事業の確定、執行残によるもので、図書館合計７８７千円を減額するものです。

それでは、次に郷土資料館分については歳入、歳出いずれも事業費確定及び財源精査による減額となっています。

以上で、内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第１１号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第１１号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、議案第１１号について原案のとおり決

(相澤要君)

定することといたします。

続きまして、議案第12号令和6年度教育費予算について、事務局説明をお願いします。

はい、宮本部長。

教育部長

(宮本栄一君)

それでは、議案書80ページ、議案第12号令和6年度教育費予算について別紙のとおり町長に申し出するものです。

議案第12号令和6年度教育費予算について私から概要についてご説明いたします。

別冊資料、令和6年度教育費予算の1ページをお開きください。

まず、歳入です。

予算科目は款の欄で、金額は見積額の欄で説明します。

13款分担金及び負担金21,200千円は、学校給食費の負担金です。

前年度比で59,954千円の減額となったのは、給食費無償化により児童生徒数の給食費の減によるものです。

14款使用料及び手数料3,816千円は、各施設の使用料です。

15款国庫支出金16,071千円は主に、スクールバスの購入事業3,750千円、アイヌ政策推進交付金5,420千円に伴う補助金です。

16款道支出金22,194千円は、北方領土隣接地域振興等補助金を活用して整備する尾岱沼プール整備事業13,000千円が主なものです。

17款財産収入6,402千円は、教員住宅使用料が主なものです。

21款諸収入15,826千円は、貸付金元利収入で奨学金の償還金6,680千円と雑入のスポーツ振興くじ助成金7,759千円が主なものです。

2ページにお進みください。

22款町債73,100千円は、総務債44,800千円の別海高校教育支援事業に係る起債です。

教育債28,300千円は、スクールバス購入事業19,000千円、尾岱沼プール整備事業8,100千円の伴う起債が主なものです。

以上、歳入合計で、158,609千円となっております。

対前年度比121,792千円の減となっております。

次に歳出です。

3ページをお開きください。

予算科目は項の欄で、金額は要求額の欄で説明します。

2款1項総務管理費48,352千円は、別海高等学校教育支援事

業に係る予算です。

10款教育費1項、教育総務費55,421千円は、英語指導助手電気自動車導入事業19,928千円の増が主な理由です。

次に、2項小学校費738,883千円は、エアコン整備、校務用端末整備、GIGAスクール運営に係る運営業務委託、義務教育学校整備事業が主なものです。

次に、3項中学校費452,554千円は、エアコン整備、GIGAスクール運営に係る運営業務委託、スクールバス購入事業が主なものです。

次に、4項幼稚園費32,389千円は、幼稚園コンピュータ整備事業のほか、事務経費及び運営経費が主なものです。

次に、5項社会教育費214,265千円は、地域おこし協力隊推進事業、西・東公民館補修等工事、図書館30周年記念事業、郷土資料館アイヌ施策推進事業、西春別パークゴルフ場整備事業、尾岱沼温水プール整備事業、学校給食費無償化事業が主なものです。

以上、総務費及び教育費を合わせまして、2,093,196千円の予算となっております。

前年度と比較しますと、762,178千円の増額となっております。

続きまして、5ページをお開きください。

令和6年度、教育委員会が実施します事業について、各担当から次年度新規事業や重点とする事業等について、事業内容等の説明をします。

その後、質問の回答は、各所管から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

学務・スポーツ課長
(齋藤陽君)

令和6年度学務・スポーツ課が実施する事業につきまして、主なものを御説明します。

資料5ページをお開き願います。

中段、別海高等学校支援事業についてですが、昨年中高生を対象に実施した支援事業のアンケート調査で求められる支援事業としての回答が多かった通学費助成事業については、学年により9割助成としていたものを来年度から全学年10割補助に、タブレット購入助成事業については、6割助成だったものを来年度から8割助成にあげる予定としています。

次に、7ページをお開きください。

一番上、義務教育学校整備事業30,000千円については、中央地区にある現在の別海中央小学校、別海中央中学校を校舎一体型の

学校教育課長
(池田卓也君)

義務教育学校の設立を目指して、検討事項の洗い出しや基本的な方向性を検討するための、別海中央地区義務教育学校建設基本構想業務委託となります。

同じく7ページ上から2段目、小学校校舎等整備事業385,170千円及び上から6段目、中学校校舎等整備事業232,000千円については、昨年夏の猛暑を受けて、子供たちの健康保持や学習機会の確保を図るため、現在冷房設備のない学校12校に対してエアコンを設置する工事となります。

学務・スポーツ課所管の主だった事業内容については、以上です。続いて学校教育課の主な事業を2つ説明します。

まず、6ページ上段、上から3つ目の英語指導助手電気自動車導入事業です。

本事業は、現在、英語指導助手、ALTが学校訪問を行うにあたり、公用車2台を利用し、極力2名が同じ地域を1台で訪問することとしています。他部署の公用車利用に影響が生じること、また、1台を2名で利用しているため、一方に急な変更等があった場合、対応に苦慮しているなどの課題が生じています。

このことから、英語指導助手の学校訪問事業を円滑に進めることで、外国語教育の充実を図るため、ALT専用の公用車両を4台購入するものです。

また、町の温暖化対策等を鑑み、電気自動車を購入する計画です。事業費は19,928千円です。

次にその下、外国語青年招致事業です。

本事業は、英語指導助手ALTを任用し、学校訪問等を進めるものですが、現在4名いるALTのうち1名、デボー・トリナ・デルフィンが今年3月に退職を予定しています。

このことから、令和6年度に新たに1名のALTを採用します。なお、新しいALTは7月末頃に来町する計画です。

事業費は17,578千円です。

学校教育課分は以上です。

生涯学習課長
(木戸口誠君)

生涯学習課から、地域おこし協力隊推進事業について説明いたします。

別冊予算資料9ページ2行目になります。

令和6年度予算として10,118千円を要求しておりますが、昨年度予算に加え、5,160千円を増額し要求しております。

増額の内訳としましては、青少年プラザ利活用の計画策定へ向けて、より効率的な業務遂行のために雇用型1名に加え、委託型、提案

給食センター主幹
(平下奈津子君)

型の形式で業務を委託するための委託料1名分の5,160千円を増額するものであります。

以上で内容説明を終わります。

学校給食センターの事業を説明します。

9ページ上段、上から7つ目の学校給食費無償化事業です。

学校に通学する児童生徒の学校給食費は現在、保護者が負担することとなっています。

昨今、物価の高騰などにより保護者の経済的負担は年々大きくなっている中、全国的な少子化が進み、町としても安心して子供を産み育てることができるよう、子育て世帯の経済的負担軽減は重要であると認識しています。

このため、子育て支援として、令和6年度から別海町の小学校及び中学校に在籍する児童生徒を対象に、給食費の無償化をするものです。

また、本事業では、給食に地場産食材を少しでも多く取り入れ、食育の推進に繋げるよう予算を計上しているところです。

事業費は、116,700千円です。

以上で学校給食センター分の説明を終わります。

続いて、西公民館所管分の内容説明をします。

事業費調により説明しますので、教育費予算資料の8ページ、下から4行目、西公民館改修事業です。

主な減額の要因ですが、令和5年度において西公民館改修事業で実施設計業務委託を計上していましたが、令和6年度において緊急性のある改修工事、給水設備、空調設備、受電装置のみとなり、事業費が抑えられたためです。

その他、歳入、歳出とも例年と、ほぼ同額の計上予算とさせていただいています。

以上で、西公民館所管分の内容説明を終わります。

事業費調の8ページをお開き願います。

東公民館改修事業で2,300千円ですが、昨年7月に東公民館長寿命化基本構想を作成し、改修内容を再検討し、計画的に補修改修を実施する計画でいたところ、水道水に異常があることが判明し、令和6年度は緊急を要する工事から着手することとし、施設給水設備改修工事として調理室、給湯室、管理人室の系統の水道管を工事するものです。

以上で東公民館分の当初予算の説明を終わります。

まず図書館事業分です。

西公民館副館長
(佐藤政士君)

東公民館長
(大坂恒夫君)

図書館長

(堺啓君)

8ページ下段をご覧ください。

図書館30周年記念公演事業費として767千円を計上しています。

令和6年が開館30周年の年にあたることから、記念講演として実施する予定としています。

続きまして郷土資料館分です。

8ページ上段をご覧ください。

地域おこし協力隊推進事業です。

地域おこし協力隊推進事業ですが、文化財の観光的な活用を主な任務とする地域おこし協力隊員は、現在雇用型で1名いますが、来年度からは業務委託型2名を増員し、雇用型の1名と合わせて3名体制で事業を実施していく予定です。

予算額15,626千円の内訳ですが、業務委託型2名分の業務委託料が10,320千円、雇用型1名分が人件費を含めて5,306千円です。

以上です。

教育長
(相澤要君)

議案第12号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

何かございませんか。

はい、石川委員。

教育委員
(石川貴工君)

地域おこし協力隊推進事業で、生涯学習課もそうですが、うち人件費の金額が国からの補助が入った金額ではないのですか。

教育長
(相澤要君)

はい、木戸口課長。

生涯学習課長
(木戸口誠君)

はい、こちらの資料9ページになりますが、地域おこし協力隊推進事業、うち人件費4,488千円ですが、こちらにつきましては雇用型の1名の人件費となっています。

教育長
(相澤要君)

よろしいですか。

教育委員
(石川貴工君)

はい。

教育長
(相澤要君)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第12号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第12号について原案のとおり可決することといたします。

次に議案第13号ですが、こちらは日程第5その他の後に説明、採決を行いますので、よろしくお願いします。

－【その他】－

教育長
(相澤要君)

それでは日程第5その他に入ります。

事務局から何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

その他、委員の皆様からありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

それでは、再び日程第4議事に入ります。

議案第13号ですが、こちらは人事案件になりますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようなので、議案第13号は非公開といたします。

ここからの会議は非公開となりますので、関係する職員以外は退席お願いいたします。

－（非公開）－

教育長
(相澤要君)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ご質問がなければ、採決させていただきます。

議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第13号について原案のとおり決定することといたします。

それでは以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年第1回教育委員会会議を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でした。

－【閉 会】－